

## 平成30年度「建設業取引適正化推進月間」における活動について

### 1. 趣旨

建設業における取引の適正化については、従来より建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成30年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）として、建設業の取引適正化に関し、集中的に法令遵守に関する活動を行うものです。

### 2. 実施期間

平成30年11月1日～30日

### 3. 主催

九州地方整備局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

### 4. 主な実施内容（平成30年10月23日現在）

#### (1)ポスターの配布・掲示、およびホームページ等を通じた広報

- ① 九州地方整備局本局・事務所、および県本庁・土木事務所、市区町村にポスターの配布・掲示等を行います。
- ② 九州地方整備局のホームページにて、取引の適正化に関する普及啓発のため、月間の取組等について広報を行います。
- ③ 九州管内の建設業関係団体に対して、月間中における取引の適正化に関する取組の周知依頼をするとともに、各取組に関する協力依頼を行います。

#### (2)建設業者等を対象とした建設業法等に関する講習会の開催

九州地方整備局では、熊本県とともに、建設業法の周知を目的として、建設業法令遵守講習会を開催します。

日時	開催地	会場
11月19日(月) 14:15～16:30	熊本市	熊本県庁 本館 地下大会議室 (熊本中央区水前寺6丁目18番1号)

特に、今回は来年度から本格運用となる「建設キャリアアップシステム」についての説明も行う予定です。

※講習会参加については、後日記者発表する講習会開催の【参加申込書】でお申し込みください。

#### (3)講習会への講師等の派遣

九州地方整備局では、佐賀県、長崎県主催の講習会に講師を派遣します。

また、建設業法等の周知を目的とした関係団体等が主催する講習会・セミナー等に対して、年間を通じて、出前講座（講師派遣）を行っていますので、詳しくは九州地方整備局建政部のホームページをご覧ください。

([http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index\\_02.html#suisin](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#suisin))

#### (4)立入検査等の実施

九州地方整備局と各県合同による、

- ① 大臣許可業者への立入検査を管内全ての県で実施します。
- ② 県知事許可業者への立入検査を管内全ての県で実施します。

立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況の確認、建設業法令遵守ガイドライン、各種相談窓口等の周知を併せて実施します。

#### (5)関係機関との連携

中小企業庁等と連携し、関係機関との合同立入検査による指導等を実施します。

### 建設企業のための適正取引に関する資料・各種相談窓口

#### ○建設業法令遵守ガイドライン

法律の不知による法令違反行為の防止を図るため、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示したもの

⇒ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)



#### ○建設企業のための適正取引ハンドブック

建設業の取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点と目指すべき取引のあり方などをまとめたもの

⇒ <http://www.mlit.go.jp/common/001202625.pdf>



#### ○各種相談窓口について

建設業に関する相談、請負契約に関するトラブル、建設業に係る法令違反行為の通報の窓口

⇒ <http://www.mlit.go.jp/common/001254927.pdf>



**この機会にぜひご確認ください!!**